

高松市監査委員告示第1号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年1月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	大	山	高	子
同	坂	下	且	人

監査結果に基づく 措置通知

(包括外部監査)

(令和2年1月31日)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R2.1.31

監査実施年度 平成14年度

監査テーマ 財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
1	意見	外郭団体の統廃合等による歳出削減について（株式会社 高松市食肉卸売市場公社）	P94	創造都市推進局	農林水産課	R元.12.27

監査実施年度 平成19年度

監査テーマ 未利用資産（土地）の活用及び売却について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
2	指摘	合併により引き継いだ社会福祉協議会に係る貸付料を無償から有償へ検討すべきもの	P91	健康福祉局	健康福祉総務課	R元.12.13

監査実施年度 平成22年度

監査テーマ 高松第一高等学校の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
3	意見	共済組合に対し、年金の支給額の見直しや人件費の削減等、自助努力による経営改善を求めることについて	P104	教育局	総務課	R2.1.8

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R2.1.31

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ 高松市の関連諸団体

措置通知 No.	区分※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
4	指摘	支出手続を分掌すべきもの（たかまつ食と農のフェスタ実行委員会）	P144、236	創造都市推進局	農林水産課	R2.1.9
5	指摘	支出手続を分掌すべきもの（高松市農業振興協議会）	P144、237			
6	意見	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて（たかまつ食と農のフェスタ実行委員会）	P144、236			
7	意見	預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（たかまつ食と農のフェスタ実行委員会）				
8	意見	振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（たかまつ食と農のフェスタ実行委員会）	P144、145、236			
9	意見	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算の様式を使用することについて（たかまつ食と農のフェスタ実行委員会）	P145、236			
10	意見	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（たかまつ食と農のフェスタ実行委員会）	P147、236			
11	意見	財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（たかまつ食と農のフェスタ実行委員会）				
12	意見	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（たかまつ食と農のフェスタ実行委員会）	P148、236			
13	意見	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（たかまつ食と農のフェスタ実行委員会）				
14	意見	団体の規定として処務規程を定めることについて（たかまつ食と農のフェスタ実行委員会）				
15	意見	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市農業振興協議会）	P147、238			
16	意見	団体から補助を行う合理的な理由を検討するとともに、補助要綱を定めて運用することについて（高松市農業青年クラブ連絡協議会）	P143、239			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R2.1.31

措置通知 No.	区分※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
17	意見	預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（高松市農業青年クラブ連絡協議会）	P144、239	創造都市推進局	農林水産課	R2.1.9
18	意見	振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（高松市農業青年クラブ連絡協議会）	P144、145、239			
19	意見	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算の様式を使用することについて（高松市農業青年クラブ連絡協議会）	P145、239			
20	意見	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市農業青年クラブ連絡協議会）	P147、239			
21	意見	財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（高松市農業青年クラブ連絡協議会）				
22	意見	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松市農業青年クラブ連絡協議会）	P148、239			
23	意見	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松市農業青年クラブ連絡協議会）				
24	意見	団体の規定として処務規程を定めることについて（高松市農業青年クラブ連絡協議会）				

監査実施年度 平成25年度

監査テーマ 高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）

措置通知 No.	区分※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
25	意見	し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の体系を再考することについて	P106	環境局	衛生センター	R元.12.13

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R2.1.31

監査実施年度 平成27年度

監査テーマ 情報システムに関する事務の執行について

措置通知 No.	区分※	項目	報告書 該当ページ	所管課等	措置 通知日
26	指摘	重要性分類Ⅰに該当する情報資産であるが、暗号化等を施して管理が行われていないことについて	P111	健康福祉総務課	R元.12.13
27	指摘	重要性分類に基づく分類が行われておらず、「情報資産分類票」も作成されていないことについて			
28	指摘	情報資産について、その重要性分類が分かるように表示されていないことについて			
29	指摘	情報資産外部持出管理簿（様式第2-2号）が作成されておらず、代替できる記録等もされていないことについて	P112		
30	指摘	情報セキュリティ管理者が、すべての職員に対して継続的に教育を行っていないことについて	P114	健康福祉局	R元.12.24
31	指摘	情報セキュリティ管理者が、セキュリティ教育を実施した際に、情報セキュリティ報告書（様式第3-1）を統括情報システム管理者に提出していないことについて			
32	指摘	重要性分類Ⅰに該当する情報資産と考えられるが、暗号化等を施して管理が行われていないことについて	P103	健康福祉局	R元.12.24
33	指摘	重要性分類に基づく分類が行われておらず、「情報資産分類票」も作成されていないことについて			
34	指摘	情報資産について、その重要性分類が分かるように表示されていないことについて			
35	指摘	情報資産外部持出管理簿（様式第2-2号）が作成されておらず、代替できる記録等もされていないことについて	P105	健康福祉局	R元.12.24
36	指摘	情報セキュリティ管理者が、すべての職員に対して継続的に教育を行っていないことについて			
37	指摘	情報セキュリティ管理者が、セキュリティ教育を実施した際に、情報セキュリティ報告書（様式第3-1）を統括情報システム管理者に提出していないことについて			
38	指摘	各種操作・接続記録等に対する定期的な分析が行われていないことについて	P107		

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R2.1.31

措置通知 No.	区分※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
39	指摘	情報セキュリティ管理者は外部持出状況を毎年度1回以上、定期的に検査することになっているが、定期的に検査がなされていないことについて	P137	都市整備局	下水道業務課	R元.12.27
40	指摘	情報資産外部持出届出書（様式第2-1号）が作成されておらず、代替できる書類等により、統括情報システム管理者（総務局長）に提出もされていないことについて				
41	指摘	外部委託事業者に対する情報セキュリティ方針の遵守について定期的な検査を行っていないことについて	P138			
42	指摘	情報セキュリティ管理者が、セキュリティ教育を実施した際に、情報セキュリティ報告書（様式第3-1）を統括情報システム管理者に提出していないことについて	P139			
43	指摘	ネットワーク構成図及び情報システム仕様書について保管がされていないことについて	P141			
44	指摘	情報システムの追加、変更又は廃棄等をした場合に、その設定、構成等の履歴を記録・保存していないことについて				
45	指摘	システム開発申請書が作成されていないことについて	P142			
46	指摘	下水道受益者負担金システムが、情報セキュリティ方針を遵守しているかどうかについて定期的に確認を行っていないことについて				

監査実施年度 平成28年度

監査テーマ 上下水道事業に関する財務事務の執行について

措置通知 No.	区分※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
47	意見	危機管理について【香東川浄化センター】	P87	都市整備局	下水道施設課	R元.12.18

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R2.1.31

監査実施年度 平成29年度

監査テーマ 特別会計の財務事務の執行について

措置通知 No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
48	意見	特定保健指導業務のモニタリングについて【国民健康保険事業特別会計（事業勘定）】	P34	健康福祉局	保健センター	R元.12.12
49	意見	特定保健指導における実施報告の書面等での入手について【国民健康保険事業特別会計（事業勘定）】				
50	指摘	固定資産の管理について【食肉センター事業特別会計】	P109	創造都市推進局	農林水産課	R元.12.27
51	指摘	指定管理業者に対する指導の徹底について【食肉センター事業特別会計】	P110			
52	意見	備品を含めた固定資産管理に関する定期的な報告の実施について【食肉センター事業特別会計】				
53	指摘	「事前押印文書受払簿」での管理を徹底すべきもの【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】	P68	健康福祉局	介護保険課	R2.1.10
54	意見	要介護認定の結果通知までの期間について【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】	P69			
55	意見	財産調査に関する情報共有と財産調査実施部署の一元化について【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】				
56	意見	介護保険課における財産調査の範囲拡大について【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】	P70			
57	意見	介護保険料の連帯納付義務を負う者への請求について【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】				
58	意見	居宅サービス事業者の指定申請の事前協議について【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】	P71			
59	意見	介護サービス事業所の実地指導について【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】				
60	意見	適正な介護保険給付の観点からのデータ分析【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】				

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R2.1.31

監査実施年度 平成30年度

監査テーマ 教育及び子育てに関する財務事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
61	意見	「ひとり親家庭子育て支援事業」等の事業の周知について	P46	健康福祉局	こども家庭課	R元.12.16
62	意見	新番丁小学校等施設保安管理業務委託について	P102	教育局	総務課	R元.12.20

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成14年度／財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	外郭団体の統廃合等による歳出削減について（株式会社 高松市食肉卸売市場公社）	
意見の内容	<p>高松市が25%以上を出資又は出捐している財政的援助団体等、すなわち外郭団体は、平成14年12月31日現在17団体であり、市はそれらに対して出資、出捐だけでなく、毎年多額の補助金や委託料を支出している。今回の監査では、市民ニーズの変化や民間との競合等により利用率が低下傾向の施設や高松市の管理監督が十分とはいえない外郭団体も見られた。また、高松市では、市税減少により財政状況が益々厳しくなっており、外郭団体の見直しによる統廃合等での歳出削減が急務であると言える。</p> <p>なお、具体的な見直しに当たっては、次の点に配慮することが必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 業務の必要性の程度 ② 公益性の程度 ③ 自立性指向 ④ 受益者負担の適正化 ⑤ 役員・職員の適正配置 ⑥ 民間との競合 ⑦ NPOやボランティアの活用 	
報告書該当 ページ	P94	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/hokatsu2002.gai-1.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月27日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	<p>本件意見に係る外郭団体である株式会社高松市食肉卸売市場公社については、本市食肉センターの荷受会社であり、「肉用牛売却所得の課税特別措置」に係る売却証明書を発行しているが、証明書の発行には、行政からの出資金が半分を超える団体である必要がある。</p> <p>業務の性質上、団体の廃止は行えないとともに、業務を代行できる公社等の団体が存在しないため、公社の統廃合等は現時点では想定されないと結論に至った。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成19年度／未利用資産（土地）の活用及び売却について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	合併により引き継いだ社会福祉協議会に係る貸付料を無償から有償へ検討すべきもの	
指 摘 の 内 容	多くの県や市町において、社会福祉協議会に対する、普通財産の土地の貸付は、公共団体に対する貸付であるとして無償としてきたところである。しかし、国有財産特別措置法の解釈も変化してきており、高松市は、社会福祉法人高松市社会福祉協議会への土地貸付について、従来の無償貸付を変更し、平成18年度から有償貸付に切り替えしている。町から合併により引き継いだ2件の社会福祉協議会の貸付料についても、高松市としての均衡上、今後無償から有償へ切り替えを検討すべきである。	
報告書該当 ページ	P91	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2007222-2.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月13日
所管課等	健康福祉局 健康福祉総務課
措置結果	本件意見については、社会福祉法人高松市社会福祉協議会と協議を行い、今後の土地貸付に当たり、同協議会の経営状況が安定的黒字に転じた際には、本件市有地について、速やかに売買又は有償貸付の措置を講じることとし、平成30年3月30日付けで、高松市長と同協議会長との間で、確認書を作成した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成22年度/高松第一高等学校の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	
区 分	意 見	
意見の項目	共済組合に対し、年金の支給額の見直しや人件費の削減等、自助努力による経営改善を求めることについて	
意見の内容	共済年金の年金支給対象者の割合が高くなってきていることなど、共済制度にかかる自治体の負担が増加している。また、事務経費相当額という名目でも請求があり、支払っている。自治体の負担増は、公務員の年金だけ特別扱い、制度を保証するのは不公平であるとの批判がでることが考えられる。そのため市としては言われた金額をそのまま支払うのではなく、共済組合に対し、年金の支給額の見直し、人件費の削減等、まず自助努力による経営改善を求めることをすべきである。	
報告書該当 ページ	P104	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2010218-2.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月8日
所管課等	教育局 総務課
措置結果	本件意見については、被用者年金制度の一元化により、平成27年10月に、厚生年金に統合され、統一的な取扱いとなったため、経営改善を求めることができなくなった。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	支出手続を分掌すべきもの（たかまつ食と農のフェスタ実行委員会）	
指 摘 の 内 容	支出までの承認はとっていても、事務担当者が自分で銀行の出金伝票を記入し、銀行印を押して出金している団体が極めて多い。	
報告書該当 ページ	P144、236	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月9日
所 管 課 等	創造都市推進局 農林水産課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成25年度から、事務担当者が支出伺いを起案し、出納事務を行う際には、担当者が銀行出納伝票に記載後、印鑑管理者である係長が押印し、預金通帳管理者である課長補佐から通帳を受け取って支出することに改め、適正な事務及び出納処理を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	指 摘	
意見の項目	支出手続を分掌すべきもの（高松市農業振興協議会）	
意見の内容	支出までの承認はとっていても、事務担当者が自分で銀行の出金伝票を記入し、銀行印を押して出金している団体が極めて多い。	
報告書該当 ページ	P144、237	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月9日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件指摘事項については、平成25年度から、事務担当者が支出伺いを起案し、出納事務を行う際には、印鑑管理者である係長が押印し、預金通帳管理者である課長補佐から通帳を受け取って支出することに改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて（たかまつ食と農のフェスタ実行委員会）	
意見の内容	統制のための業務分離という視点からは、事務処理と出納を分離することが望ましく、出納と事務処理の業務を分離して担当させることが望ましい。また、預金通帳と印鑑の分離管理は統制の基本中の基本であり、少なくとも、銀行印は担当課長が保管するなどの出納事務の改善が必要である。	
報告書該当 ページ	P144、236	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月9日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、平成25年度から、事務担当者が支出伺いを起案し、出納事務を行う際には、担当者が銀行出納伝票に記載後、印鑑管理者である係長が押印し、預金通帳管理者である課長補佐から通帳を受け取って支出することに改め、適正な事務及び出納処理を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（たかまつ食と農のフェスタ実行委員会）	
意見の内容	預金からの引き出しにより支払う件数が多数になる場合は、合計額で入金又は出金をし、それにかかる支払明細表を保管することで足りると思われる。	
報告書該当 ページ	P144、236	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月9日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、平成28年度から、合計額で入金・出金をし、収入・支出確認書により支払明細表を保管することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（たかまつ食と農のフェスタ実行委員会）	
意見の内容	一定金額以上の支払は、振込を原則とするなどのルール化が望ましい。イベント会場など、管理部署以外の場所で支払いが行われたりする場合には、仮払制度の導入を検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P144、145、 236	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月9日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、平成25年度から、原則、振込払にすることとした。なお、平成30年4月以降、イベント会場など、管理部署以外の場所で支払いが行われる場合には、概算払いで対応することを原則とした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算の様式を使用することについて（たかまつ食と農のフェスタ実行委員会）	
意見の内容	<p>現金の支出から、会の精算までの日数は、著しく乖離しないことを原則とすることが望まれる。</p> <p>また、会員等が立替払を行う場合には、用途・支払者（立替者）を記入のうえ、会計担当者が予算費目等を記入し、精算の様式の使用を原則とするべきである。</p>	
報告書該当 ページ	P145、236	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月9日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、会員等が立替払を行う場合には、立替払確認書に必要事項を記入の上で行うよう様式を作成し、平成31年度（令和元年度）から運用することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（たかまつ食と農のフェスタ実行委員会）	
意見の内容	市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。	
報告書該当 ページ	P147、236	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月9日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、平成30年4月以降、議事録を作成して、監事が署名を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（たかまつ食と農のフェスタ実行委員会）	
意見の内容	<p>計算書類として、NPO法人の計算書類の様式を基本とするなどにより、財産目録、基本情報の注記を記載した計算書類を総会資料として作成することが望まれる。</p> <p>少なくとも、期末現預金と収支計算書の残高との差額の明細は記載することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P147、236	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月9日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、財産は現金のみであり、出納帳で収支計算書の詳細を監事が確認し、総会において承認を得ることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（たかまつ食と農のフェスタ実行委員会）	
意見の内容	監事を実施してもらう項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示し、必要事項の監査を受けることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P148、236	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月9日
所 管 課 等	創造都市推進局 農林水産課
措 置 結 果	本件意見については、平成30年4月以降、監事監査のチェックリストを作成し、それに基づいて監査を受けることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（たかまつ食と農のフェスタ実行委員会）	
意見の内容	監査報告の監事の署名印影をそのままコピーして配布するか、元本保管のうえ、記名®等で配布するか取扱いについて、監事及び会の意思決定機関への確認が望まれる。	
報告書該当 ページ	P148、236	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月9日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、平成30年度会計決算に伴う会計監査時において、署名印影の取扱いについて確認を行い、署名押印された監査報告書の写しを配布することの了承を得た。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	団体の規定として処務規程を定めることについて（たかまつ食と農のフェスタ実行委員会）	
意見の内容	市で団体事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するとともに、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P148、236	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月9日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、令和元年11月8日付けで処務規程を作成し、以降は処務規程に基づき事務を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市農業振興協議会）	
意見の内容	市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。	
報告書該当 ページ	P147、238	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月9日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、令和元年8月以降、議事録を作成して出席者の署名を受けることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	団体から補助を行う合理的な理由を検討するとともに、補助要綱を定めて運用することについて（高松市農業青年クラブ連絡協議会）	
意見の内容	<p>件数が極めて多いためにとりまとめを行う必要がある、助成金の交付対象の選定も団体が行う必要があるなど、合理的な理由がなければ市から直接補助とすることを原則とした再検討が望まれる。</p> <p>団体から補助を行う際にも、補助対象の選定と補助内容が団体の目的及び市補助の目的に沿い、実施結果の検査も含めて適正に行われるよう、簡単なものでも補助要綱を定めて運用することが望まれる。</p> <p>補助要綱では、少額でも見積合せを原則とし、行わない場合はその理由を明記する旨の記載が望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P143、239	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月9日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	<p>本件意見に係る「たかまつ食と農のフェスタ」への協賛金については、当協議会の構成員である各農業後継者クラブがフェスタに出展し、農業者自らが農産物を販売していることに対する出展料の意味合いを持つ協賛金であり、補助金とは性質が異なるものであるほか、当該協議会から更に補助金が支出される案件はなく、今後も発生する予定はない。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（高松市農業青年クラブ連絡協議会）	
意見の内容	預金からの引き出しにより支払う件数が多数になる場合は、合計額で入金又は出金をし、それにかかる支払明細表を保管することで足りると思われる。	
報告書該当 ページ	P144、239	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月9日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、平成28年度から、合計額で入金・出金をし、収入・支出確認書により支払明細表を保管することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.18

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（高松市農業青年クラブ連絡協議会）	
意見の内容	一定金額以上の支払は、振込を原則とするなどのルール化が望ましい。イベント会場など、管理部署以外の場所で支払いが行われたりする場合には、仮払制度の導入を検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P144、145、 239	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月9日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、平成25年度から、原則、振込払にすることとした。なお、平成30年4月以降、イベント会場など、管理部署以外の場所で支払いが行われる場合には、概算払いで対応することを原則とした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.19

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算の様式を使用することについて（高松市農業青年クラブ連絡協議会）	
意見の内容	現金の支出から、会の精算までの日数は、著しく乖離しないことを原則とすることが望まれる。 また、会員等が立替払を行う場合には、用途・支払者（立替者）を記入のうえ、会計担当者が予算費目等を記入し、精算の様式の使用を原則とするべきである。	
報告書該当 ページ	P145、239	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月9日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、令和2年度から、市の補助金を廃止するため、処務規程等は整備していない。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.20

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市農業青年クラブ連絡協議会）	
意見の内容	市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。	
報告書該当 ページ	P147、239	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月9日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、平成30年4月以降、議事録を作成して署名を受けることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.21

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（高松市農業青年クラブ連絡協議会）	
意見の内容	<p>計算書類として、NPO法人の計算書類の様式を基本とするなどにより、財産目録、基本情報の注記を記載した計算書類を総会資料として作成することが望まれる。</p> <p>少なくとも、期末現預金と収支計算書の残高との差額の明細は記載することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P147、239	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月9日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、財産は現金のみであり、出納帳で収支計算書の詳細を監事が確認し、総会において承認を得ることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.22

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松市農業青年クラブ連絡協議会）	
意見の内容	監事を実施してもらう項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示し、必要事項の監査を受けることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P148、239	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月9日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、平成30年4月以降、監事監査のチェックリストを作成し、それに基づいて監査を受けることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.23

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松市農業青年クラブ連絡協議会）	
意見の内容	監査報告の監事の署名印影をそのままコピーして配布するか、元本保管のうえ、記名㊟等で配布するかの取り扱いについて、監事及び会の意思決定機関への確認が望まれる。	
報告書該当 ページ	P148、239	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月9日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、平成30年度会計決算に伴う会計監査時において、署名印影の取扱いについて確認を行い、署名押印された監査報告書を配布することの了承を得た。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.24

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	団体の規定として処務規程を定めることについて（高松市農業青年クラブ連絡協議会）	
意見の内容	市で団体事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するとともに、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P148、239	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月9日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、令和2年度から、市の補助金を廃止するため、処務規程等は整備していない。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.25

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の体系を再考することについて	
意見の内容	<p>高松市では、合併浄化槽の汚泥処理を無償で受け入れているので、市民の維持管理費負担は減少しているはずであるが、それは市場が十分に競争的であり、かつ過剰に競争的ではない状態で、収集業者が、事業の継続に必要な適正な利益を得る価格水準が実現している場合に限定される。</p> <p>また、高松市では、浄化槽清掃業に関する許可を、継続して7者に限定している。なお、し尿及び浄化槽汚泥収集運搬については、区域を定めたくて継続して浄化槽清掃業と同じ7者に限定して許可している。そしてこの7者のうちの旧高松市内の5者は、高松市の家庭ごみの収集業務を、随意契約により受託している。この契約は、浄化槽清掃業の許可を持っていない1者を加えた6者の連帯保証のうえ、地域を決めて分担されている。</p> <p>これらは全て市の政策により実施されているもので、合併浄化槽の維持管理に関して、公正な競争が行える状況であるとは考えにくい。</p>	
報告書該当 ページ	P106	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月13日
所管課等	環境局 衛生センター
措置結果	<p>本件意見について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、一般廃棄物の処理に関し、市町村がその処理全体について統括的な責務を課されており、本市では、し尿等収集運搬及び浄化槽清掃について許可制を採用し、その収集運搬費用及び清掃料金は、処理費用に転嫁していないものの、下水道使用料と比較すると高価であり、それに加えて処理手数料を有償にすることは、受益者へのさらなる負担を強いることとなるものと考えられる。</p> <p>また、浄化槽清掃の競争性については、一般破棄物処理業の許可更新処分の取消し等を求める訴訟の平成26年1月28日の最高裁判決において「一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」、また「許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」と言及されているところである。</p> <p>以上のことを勘案し、本件に関しては現行どおりの手数料の体系とすることとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.26

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	重要性分類Ⅰに該当する情報資産であるが、暗号化等を施して管理が行われていないことについて	
指 摘 の 内 容	健康福祉総務課の取り扱う情報には、個人情報が多く含まれることから、対策基準の規定に照らせば重要性分類Ⅰに該当するものと考えられるため、暗号化等を施して適切に管理する必要があるが、暗号化等がなされていなかった。	
報告書該当 ページ	P111	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月13日
所管課等	健康福祉局 健康福祉総務課
措置結果	本件指摘事項については、平成29年度から、重要性分類Ⅰに該当する情報資産について、必要に応じて、暗号化を施して管理するよう改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.27

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	重要性分類に基づく分類が行われておらず、「情報資産分類票」も作成されていないことについて	
指 摘 の 内 容	健康福祉総務課の取り扱う情報には、個人情報が多く含まれることから、対策基準の規定に照らせば重要性分類Ⅰに該当するものと考えられるが、重要性分類に基づく分類が行われておらず、「情報資産分類票」も作成されていなかった。	
報告書該当 ペ ー ジ	P111	
報告書への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月13日
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る情報資産については、平成29年度から、重要性分類に基づく分類を行い、「情報資産台帳」を作成するよう改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.28

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報資産について、その重要性分類が分かるように表示されていないことについて	
指 摘 の 内 容	健康福祉総務課の取り扱う情報には、個人情報が多く含まれることから、対策基準の規定に照らせば重要性分類Ⅰに該当するものと考えられるが、重要性分類に基づく分類が行われていなかった。そのため、情報資産についてその重要性分類がわかるような表示もされていなかった。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P111	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和元年12月13日
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成29年度から、情報資産に重要性分類の表示を行うよう改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.29

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報資産外部持出管理簿（様式第2-2号）が作成されておらず、代替できる記録等もされていないことについて	
指 摘 の 内 容	重要性分類Ⅰに該当する情報資産については、合理的な目的による場合に限り、市施設外への持ち出し又は送信を認めている。その際には情報資産外部持出管理簿に記録する必要がある。	
報告書該当 ペ ー ジ	P112	
報告書への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月13日
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成29年6月の「高松市情報セキュリティ対策基準」の改正により、情報資産外部持出管理簿の作成の必要性がなくなった。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.30

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報セキュリティ管理者が、すべての職員に対して継続的に教育を行っていないことについて	
指 摘 の 内 容	健康福祉総務課に関しては、入庁時のセキュリティ教育は実施しているものの、その後継続的なセキュリティ教育は実施されていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P114	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和元年12月13日
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成30年度から、情報セキュリティ管理者研修を受講した情報セキュリティ管理者が、すべての職員に周知し、教育を実施することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.31

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報セキュリティ管理者が、セキュリティ教育を実施した際に、情報セキュリティ報告書（様式第3-1）を統括情報システム管理者に提出していないことについて	
指 摘 の 内 容	情報セキュリティ管理者は、セキュリティ教育を実施した際に、情報セキュリティ報告書（様式第3-1）を統括情報システム管理者に提出していない。	
報告書該当 ペ ー ジ	P114	
報告書への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月13日
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成29年6月の「高松市情報セキュリティ対策基準」の改正により、情報セキュリティ報告書の提出の必要性がなくなった。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.32

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	重要性分類Ⅰに該当する情報資産と考えられるが、暗号化等を施して管理が行われていないことについて	
指 摘 の 内 容	保健福祉総合システムで取り扱う情報には、個人情報が多く含まれることから、対策基準の規定に照らせば重要性分類Ⅰに該当するものと考えられるため、暗号化等を施して適切に管理する必要があるが、暗号化等もなされていなかった。	
報告書該当 ペ ー ジ	P103	
報告書への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月24日
所 管 課 等	健康福祉局 こども女性相談課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成29年6月の「高松市情報セキュリティ対策基準」の改正により、情報資産の分類と管理方法において暗号化についての言及がなくなり、暗号化の必要性がなくなった。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.33

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	重要性分類に基づく分類が行われておらず、「情報資産分類票」も作成されていないことについて	
指 摘 の 内 容	保健福祉総合システムで取り扱う情報には、個人情報が多く含まれることから、対策基準の規定に照らせば重要性分類Ⅰに該当するものと考えられるが、重要性分類に基づく分類が行われておらず、「情報資産分類票」も作成されていなかった。	
報告書該当 ペ ー ジ	P103	
報告書への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月24日
所 管 課 等	健康福祉局 こども女性相談課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成30年4月1日付けで、相談業務を行う相談記録について、重要性分類に基づく分類を行い表記するとともに、「情報資産分類票」を作成し管理することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.34

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報資産について、その重要性分類が分かるように表示されていないことについて	
指 摘 の 内 容	保健福祉総合システムで取り扱う情報には、個人情報が多く含まれることから、対策基準の規定に照らせば重要性分類Ⅰに該当するものと考えられるが、重要性分類に基づく分類が行われていなかった。そのため、情報資産について、その重要性分類がわかるような表示もされていなかった。	
報告書該当 ページ	P103	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月24日
所管課等	健康福祉局 こども女性相談課
措置結果	本件指摘事項については、平成30年4月1日付けで、相談業務を行った相談記録について、重要性分類に基づく分類を行い表記することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.35

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報資産外部持出管理簿（様式第2-2号）が作成されておらず、代替できる記録等もされていないことについて	
指 摘 の 内 容	重要性分類Ⅰに該当する情報資産については、合理的な目的による場合に限り、市施設外への持ち出し又は送信を認めている。その際には情報資産外部持出管理簿に記録する必要がある。	
報告書該当 ページ	P103	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月24日
所 管 課 等	健康福祉局 こども女性相談課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成30年4月1日付けで、情報資産外部持出管理簿（様式第2-2号）を作成し管理することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.36

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報セキュリティ管理者が、すべての職員に対して継続的に教育を行っていないことについて	
指 摘 の 内 容	こども女性相談課（旧名称：子育て支援課こども女性相談室）では、入庁時のセキュリティ教育は実施しているものの、その後継続的な教育は実施されていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P105	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和元年12月24日
所 管 課 等	健康福祉局 こども女性相談課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成30年度から、情報セキュリティ研修を所属長が受講し、その内容を全ての職員に対して研修することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.37

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報セキュリティ管理者が、セキュリティ教育を実施した際に、情報セキュリティ報告書（様式第3-1）を統括情報システム管理者に提出していないことについて	
指 摘 の 内 容	情報セキュリティ管理者は、セキュリティ教育を実施した際に、情報セキュリティ報告書（様式第3-1）を統括情報システム管理者に提出していない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P105	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和元年12月24日
所 管 課 等	健康福祉局 こども女性相談課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成29年6月の「高松市情報セキュリティ対策基準」の改正により、研修・訓練において報告書の提出についての言及がなくなり、情報セキュリティ報告書の提出の必要性がなくなった。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.38

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	各種操作・接続記録等に対する定期的な分析が行われていないことについて	
指 摘 の 内 容	<p>保健福祉総合システムにおいては、各種操作・接続記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得・保存は行っているものの、それらについて定期的な分析は行われていない。</p> <p>情報の不正流出を防止・発見するため、また、分析を実施すること自体が職員等による不正な情報の持ち出しへの牽制となることから、各種操作・接続記録等に対する定期的な分析を行うべきである。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P107	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和元年12月24日
所 管 課 等	健康福祉局 こども女性相談課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成30年度から、各種操作・接続記録等が適正に行われているか、年1回定期的を確認することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.39

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
意見の項目	情報セキュリティ管理者は外部持出状況を毎年度1回以上、定期的に検査することになっているが、定期的に検査がなされていないことについて	
意見の内容	情報資産外部持出管理簿については、情報セキュリティ管理者が外部持出状況を毎年度1回以上定期的に検査する必要があるが、そのような検査も実施されていなかった。	
報告書該当 ページ	P137	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月27日
所管課等	都市整備局 下水道業務課
措置結果	本件指摘事項については、令和元年7月から、年に1回、情報セキュリティ管理者が定期的に検査することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.40

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
意見の項目	情報資産外部持出届出書（様式第2-1号）が作成されておらず、代替できる書類等により、統括情報システム管理者（総務局長）に提出もされていないことについて	
意見の内容	重要性分類Ⅰに該当する情報資産を持ち出す際には情報資産外部持出届出書を作成・提出する必要があるが、作成されていなかった。	
報告書該当 ページ	P137	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月27日
所管課等	都市整備局 下水道業務課
措置結果	本件指摘事項については、平成29年6月の情報セキュリティポリシーの見直しに伴い、情報資産の外部持ち出しについて、情報資産外部持出届出書（様式第2-1号）に代えて、情報資産送信・提供・運搬許可申請（様式第2号）で、情報セキュリティ管理者に対して申請を行い、許可を得ることに改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.41

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
意見の項目	外部委託事業者に対する情報セキュリティ方針の遵守について定期的な検査を行っていないことについて	
意見の内容	情報システム管理者又は情報セキュリティ管理者は、外部委託事業者から下請けとして受託している事業者も含めて、情報セキュリティ方針の遵守について定期的（委託期間中に1回、委託期間が複数年度にわたる場合は各年度に1回）に検査する必要があるが、定期的な検査は行われていなかった。	
報告書該当 ページ	P138	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月27日
所管課等	都市整備局 下水道業務課
措置結果	本件指摘事項については、平成30年11月1日から、委託事業者に対し、提出された確認書及び報告書を基に検査を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.42

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
意見の項目	情報セキュリティ管理者が、セキュリティ教育を実施した際に、情報セキュリティ報告書（様式第3-1）を統括情報システム管理者に提出していないことについて	
意見の内容	情報セキュリティ管理者は、セキュリティ教育を実施した際に、情報セキュリティ報告書（様式第3-1）を統括情報システム管理者に提出していない。	
報告書該当 ページ	P139	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月27日
所管課等	都市整備局 下水道業務課
措置結果	本件指摘事項については、平成29年6月の情報セキュリティポリシーの見直しにより、情報セキュリティ報告書の提出は求められないこととなったが、毎年2月に実施されるサイバーセキュリティ月間に合わせて、セキュリティ教育を継続的に実施することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.43

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
意見の項目	ネットワーク構成図及び情報システム仕様書について保管がされていないことについて	
意見の内容	ネットワーク構成図及び情報システム仕様書については、トラブル発生時の対応やシステムリプレイス時の参考資料等、業務上必要性が生じた際に適宜閲覧できるよう、業務上必要とする者のみが閲覧できる場所に保管しておく必要がある。	
報告書該当 ページ	P141	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月27日
所管課等	都市整備局 下水道業務課
措置結果	本件指摘事項については、平成31年1月から、ネットワーク構成図及び情報システム仕様書（完成図書）を施錠できる保管庫に保管することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.44

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
意見の項目	情報システムの追加、変更又は廃棄等をした場合に、その設定、構成等の履歴を記録・保存していないことについて	
意見の内容	情報システムの追加・変更に係る作業結果の記録は、追加・変更に係る設定、構成等の履歴を事後的に確認するために必要である。今後のシステム運用において、重要な情報を提供するものであり、また、システムリプレイス時の参考資料等として有用な情報となるため、システム変更の結果を記録する事を徹底する必要がある。	
報告書該当 ページ	P141	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月27日
所管課等	都市整備局 下水道業務課
措置結果	本件指摘事項については、平成31年1月から、外部委託業者からシステム変更等の設定、構成等の履歴に係る報告書を受領し、記録して施錠できる保管庫に保存することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.45

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
意見の項目	システム開発申請書が作成されていないことについて	
意見の内容	<p>情報システムの当初導入時にはシステム開発申請書が作成されていたものの、その後の軽微な改修時には作成されていない。たとえ軽微な改修と考えられる場合にも、システム開発を行う際にはその可否について情報政策課又は下水道業務課（旧名称：企業総務課）の判断を仰ぐべき点に変わりなく、システム開発申請書を作成し情報政策課又は下水道業務課による内容の審査・開発の可否の決定が行われる必要がある。</p>	
報告書該当 ページ	P142	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月27日
所管課等	都市整備局 下水道業務課
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成27年度末のHOSTコンピュータの廃止・撤去に伴い、システム開発申請が不要となったため、平成29年6月の情報セキュリティ方針の改正において、同申請書の提出規定が削除された。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.46

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
意見の項目	下水道受益者負担金システムが、情報セキュリティ方針を遵守しているかどうかについて定期的に確認を行っていないことについて	
意見の内容	情報システムが情報セキュリティ方針を遵守しているかを定期的に確認することで情報セキュリティ上の問題点を早期に発見することができ、重大な情報漏えい事故を未然に防ぐことにもつながるものである。よって、情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は情報セキュリティ方針の遵守状況を定期的に確認する必要がある。	
報告書該当 ページ	P142	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月27日
所管課等	都市整備局 下水道業務課
措置結果	本件指摘事項については、平成30年11月1日付けで契約した委託契約分から、情報セキュリティ状況の確認を行っており、今後も毎年2月に実施することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.47

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成28年度/上下水道事業に関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	危機管理について【香東川浄化センター】	
意見の内容	敷地への侵入に関して、防犯カメラの設置や侵入センサーの整備がなされていないとのことである。敷地内への入退場者の把握と有事の際の入退場者の記録のための防犯カメラの設置や、敷地内への無断侵入の防止のための侵入センサーの整備について検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P87	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho20160220.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月18日
所管課等	都市整備局 下水道施設課
措置結果	本件意見については、令和元年9月から、敷地への侵入に関して不審な動きを感知して映像を記録することにより、入退場者の特定を行うことができる機能のほか、センサーライトとサイレンで不審者に警告を行う機能を有する監視カメラを敷地内に設置することにより、危機管理体制の強化を図った。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.48

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	特定保健指導業務のモニタリングについて【国民健康保険事業特別会計（事業勘定）】	
意見の内容	<p>特定保健指導を公益財団法人香川県予防医学協会に外部委託しているが、毎月届く請求書を確認しているのみで、当協会がどのような特定保健指導を実施しているかについて、保健センター職員による直接確認は実施していなかった。委託した業務が適切に行われているかを指導に立ち会い確認すること、指導内容のフィードバックと指導方法の高度化を進めることが望まれる。</p> <p>なお、現在医療機関への委託は、当協会に対してのみであるが、平成29年度以降、委託医療機関を拡大することを検討している。複数の医療機関に委託を行うこととなった場合、各医療機関で特定保健指導の質のばらつきが懸念されるため、上述した指導への立ち会いを行う体制を整え、委託医療機関の拡大の際に対応できる体制づくりを進めることが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P34	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	健康福祉局 保健センター
措置結果	<p>本件意見については、平成30年度から、保健センター職員が、仕様書に基づき特定保健指導を委託する医療機関及びグループ支援の教室に出向き、指導内容を確認するとともに、必要に応じて改善に向けた指示を行うこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.49

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	特定保健指導における実施報告の書面等での入手について【国民健康保険事業特別会計（事業勘定）】	
意見の内容	公益財団法人香川県健診協会が実施した特定保健指導の実施報告について、保健センターで書面での入手等は行われていなかった。最終的な業務完了の確認のため、さらに各回の状況を保健センターが把握し次回以降へのフィードバックにつなげることを考えると、各回終了後に委託業者より書面で実施報告を受けることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P34	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月12日
所管課等	健康福祉局 保健センター
措置結果	本件意見については、平成30年度から、特定保健指導業務委託の仕様書に、市が求める報告物の作成を業務委託内容として追記し、各回終了後に実施報告書を受領することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.50

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	固定資産の管理について【食肉センター事業特別会計】	
指 摘 の 内 容	<p>建物台帳、工作物台帳、物品台帳に基づいて担当者に質問を実施したところ、高松市職員や指定管理者である高松食肉事業協同組合が固定資産の実査を実施したことはないとの回答を受けた。また、これらの固定資産台帳と現物の固定資産を紐付けする固定資産管理シールが、添付可能な備品に対して網羅的に添付されているかどうか、現状は把握しておらず、管理状況は不明であるとの回答を得た。</p> <p>早期に固定資産の実査を実施すると共に、今後も定期的な現物確認を実施し、固定資産台帳と現物の整合を確認する必要がある。また、実査を通じて、既に廃棄された固定資産が発見された場合には、固定資産台帳から適時に当該固定資産を除外し、固定資産台帳の正確性を担保する必要がある。</p>	
報告書該当 ページ	P109	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月27日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件指摘事項に係る固定資産の管理については、平成30年度から、備品台帳及び固定資産台帳を整備し、適切に管理することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.51

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	指定管理業者に対する指導の徹底について【食肉センター事業特別会計】	
指 摘 の 内 容	<p>食肉センターの指定管理者である高松食肉事業協同組合に対して、再委託先の決定過程の確認をするために、食肉センター保守点検修繕業務、産業廃棄物収集運搬業務、内臓処理業務、出向事務委託に関する見積書の提出を依頼したところ、食肉センター保守点検修繕業務、産業廃棄物収集運搬業務、内臓処理業務に関する見積書を保管していないことが判明した。</p> <p>第三者による事後的な検査を実施するためには、入手した見積書の管理を徹底させるべきであり、高松市としても定期的な確認や指導を実施すべきである。</p>	
報告書該当 ページ	P110	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月27日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	<p>本件指摘事項については、監査結果を受けて以降、指定管理者に対して、指定管理料が適切に執行されていることを確認するため、見積書を適切に保管するよう指導した。</p> <p>また、平成30年度からは、再委託契約に係る見積書と契約書について、副本の提出を求めている。</p> <p>なお、特殊な業務で複数業者からの見積徴取が困難な場合は、1者随意契約を認めている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.52

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	備品を含めた固定資産管理に関する定期的な報告の実施について【食肉センター事業特別会計】	
意見の内容	<p>現在の指定管理者との協定書上、高松市の所有する施設、設備、備品等の維持管理は、指定管理者が実施するという事になっているものの、建物台帳、工作物台帳、物品台帳に登録されている固定資産の有無確認状況や利用可能性の状況等を定められた報告書形式で報告するような規約はない。</p> <p>現状の建物台帳、工作物台帳、物品台帳が正確な固定資産台帳となっていない状況であるため、早期に全ての固定資産の有無の状況を確認した上で、当該報告書を作成する事も、現実的には困難であると考えます。</p> <p>そこで、将来的に正確な固定資産台帳が作成される事を前提として、当該固定資産台帳に登録されている固定資産の有無確認状況や利用可能性の状況等を指定管理者から報告書の形式で高松市に報告を実施させるような規定を明記し、固定資産の管理の徹底を図っていくことが望ましいと考えます。</p>	
報告書該当 ページ	P110	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月27日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	本件意見については、平成30年度から、備品台帳及び固定資産台帳を整備し、適切に管理するよう指導することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.53

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	「事前押印文書受払簿」での管理を徹底すべきもの【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】	
指 摘 の 内 容	<p>監査人が閲覧した際に、平成27年4月1日の受入、平成28年3月18日の払出について、当受払簿に未記入となっており、また平成28年12月6日の払出については、当受払簿に担当者記入及び押印はあるものの、課長印が押印されていなかった。また、平成29年度についても各払出時に担当者記入及び押印はあるものの、課長印が押印されていなかった。</p> <p>市長印が事前押印された調査証は、受払簿への記入、担当者と課長の確認により、適切に現物管理する必要がある。また、当受払簿を課長が確認することにより、差押えの事後決裁漏れがないかも確認できるため、受払簿への記入及び課長承認を徹底すべきである。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P68	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和2年1月10日
所 管 課 等	健康福祉局 介護保険課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成30年3月1日から、担当者に対し、毎回受払簿に課長の承認を受けるよう指導を行い、月末には、係長が受払簿を確認することで、管理を徹底するよう改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.54

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	要介護認定の結果通知までの期間について【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】	
意見の内容	<p>介護保険法では、要介護認定申請に対する結果の通知は、申請のあった日から30日以内とされており、これを延長できるのは、申請者の心身の状況の調査に日時を要する等、特別な理由がある場合とされている（介護保険法第27条11項）が、高松市では、30日以内に結果の通知ができていたのは、平成26年度で66.4%、平成27年度で38.0%、平成28年度で40.4%である。</p> <p>今後、介護の認定を受ける世代が増加することから、高松市としては、申請から認定結果の通知までの過程で何がボトルネックとなり、認定が遅れているのか、より詳細な原因調査を行い、その対策を実施することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P69	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月10日
所管課等	健康福祉局 介護保険課
措置結果	<p>本件意見については、平成29年6月から、要介護認定調査（介護保険施設分）の外部事業者への委託件数を拡大したほか、30年9月に、認定調査員を1名増員し、要介護認定の結果通知までの期間の短縮を図った。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.55

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	財産調査に関する情報共有と財産調査実施部署の一元化について【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】	
意見の内容	<p>滞納保険料の回収において財産等の差押えを行う際に行う預金調査について、介護保険課では、市内に本・支店を有する金融機関に対し、年間300件程度の預金の「全店照会」を実施しており、主に高額滞納者分を中心に照会を実施している。こうした預金調査は、介護保険課のみならず、財産等の差押えを目的とする場合に各課で実施しているが、介護保険課では、照会をかけようとしている人物に対して他課ですでに照会が行われたかの情報については確認できておらず、重複して照会が行われないよう各課間の情報共有を行う体制が整っていないとのことであった。重複照会を行わず、効率的に業務を行うためにも、どの部署が金融機関等にいつ誰の照会を行ったかの情報を各課共有できる体制を整えるべきである。</p> <p>また、財産等の差押えを行う際に実施する財産調査について、金融機関等への照会を一元化することで各課の事務の効率化を図るとともに、先述の重複照会を避けることができると考えられる。例えば債権回収室が一元して金融機関等への照会を行うなど、効率的な組織体制を検討することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P69	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月10日
所管課等	健康福祉局 介護保険課
措置結果	本件意見については、関係部署と財産調査に関する協議を重ねた結果、平成31年4月から、債権回収室が調査の必要な部署の情報を取りまとめ、預金調査を実施するよう一元化を図った。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.56

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	介護保険課における財産調査の範囲拡大について【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】	
意見の内容	債権回収室では生命保険等の保険調査、年金調査を実施しているが、介護保険課では保険調査、年金調査を課単独では実施していない。保険については預金よりも換金性が劣ること、年金は担保に入っている場合があり必ずしも差押えができるとは限らず、また年金が預金に振り込まれた段階で差押えられるためとのことであった。現時点では限られた人員の中で預金調査の精度を高めることで徴収率を高めることを目指している。ただ、調査範囲を拡大することで徴収原資が増加し、徴収率の向上につながると考えられるため、職員数との兼ね合いはあるものの、保険調査、年金調査への調査範囲の拡大を進めることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P70	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月10日
所管課等	健康福祉局 介護保険課
措置結果	本件意見については、引き続き、高額滞納者に対する預金調査と年金差押を行うとともに、保険調査や給与調査のノウハウを、悪質な滞納者への個別の調査に活かすことで、より効果的な滞納整理を行い、滞納整理件数の増加に繋げた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.57

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	介護保険料の連帯納付義務を負う者への請求について【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】	
意見の内容	<p>介護保険料の納付に関して、世帯主は世帯に属する者の保険料を、配偶者の一方は他方の配偶者の保険料について連帯して納付する義務を負っている。市では、現時点では世帯主や配偶者に対して、被保険者の介護保険料の請求を行っていない。</p> <p>被保険者が滞納していない段階から世帯主若しくは配偶者に納入通知による請求を行うことは、納入通知等の増加によるコスト増加につながることで、滞納者に対する預金差押えを強化することにより徴収率を高める取組を行っているため、実施していないとのことである。</p> <p>しかし、保険料納付の公平性の観点からは、介護保険法で規定されている事項に基づき保険料の徴収を行うべきであり、被保険者が滞納している場合に、介護保険法の規定に基づき世帯主、配偶者といった連帯納付義務を負う者に請求できていない状況は見直すことが望まれる。具体的には、世帯主に世帯分の納付通知をまとめて送ることで納付を促すなどの対応が考えられる。</p>	
報告書該当 ページ	P70	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月10日
所管課等	健康福祉局 介護保険課
措置結果	本件意見については、主たる納付義務者が悪質かつ資力がなく、連帯納付義務者に財産があることが明らかな場合等には、実績がある納税課の指導を仰ぎながら連帯納付義務者へ請求を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.58

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	居宅サービス事業者の指定申請の事前協議について【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】	
意見の内容	<p>居宅サービス事業者の指定申請については、事前協議の段階では、資産の状況や決算書は検討されておらず、事業者が建物建設した後の申請時点で、資産の状況や決算書を検討している。もし、資金繰りに問題があれば、事業者として指定を受けたとしても運営が立ち行かなくなることが考えられるため、事前協議の段階で、資産の状況や決算書、資金計画を検討することが望ましい。</p> <p>また、事前協議書については、事業実施予定者の住所、名称、指定を受けようとするサービスの種類などは記載されているものの、協議内容については記載されておらず、様式自体に協議内容を記載する欄がない。協議内容を記載する欄を作成し、協議内容を記載すべきである。</p>	
報告書該当 ページ	P71	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月10日
所管課等	健康福祉局 介護保険課
措置結果	<p>本件意見については、平成30年度から、「高松市指定居宅サービス事業者等の指定に係る事前協議手続要領」の一部改正を行い、指定申請の事前協議書の様式に協議内容を記載する欄を設け、見直しを図った。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.59

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	介護サービス事業所の実地指導について【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】	
意見の内容	<p>介護サービス事業所の実地指導について、高松市では6年に1回は実地指導に行く方針である。実地指導を実施したほとんどの事業所に指導事項があるとのことから、優良な事業所も6年経過すると管理運営が低下していると思われる、6年に1度のローテーションでも間隔が空きすぎている可能性がある。人を増やして、体制を整えるのは難しいと思われるので、チェックの手順の見直しや、リスクの高い項目を優先的にチェックするなどして、効率的に回る方法を考えることが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P71	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月10日
所管課等	健康福祉局 介護保険課
措置結果	<p>本件意見に係る実地指導については、平成30年度から、各サービスのチェックリスト項目の見直しや整理をするとともに、介護保険相談指導員を1名増員し、年間の実地指導件数の増加を図ることとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.60

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	適正な介護保険給付の観点からのデータ分析【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】	
意見の内容	<p>最近では全国的に介護保険給付費膨張の原因として過剰な介護サービスが問題視されている。サービス付き高齢者住宅に、住宅の運営者の企業などが自社系列の事業者を使い、頻繁な在宅サービスを提供するケースも急増している。必要なところにサービスが行き届くように、過剰なサービスは見直されるべきである。</p> <p>高松市ではシステムの分析メニューによるケアプラン点検を、居宅介護支援事業所新規実地指導及び重点的な指導が望ましい事業所に対して実施しているが、過剰なサービスを抑制し、必要なところにサービスが行き届くように、介護保険報酬請求データを全体的にデータ分析するなどの検討が望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P71	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年1月10日
所管課等	健康福祉局 介護保険課
措置結果	<p>本件意見については、平成30年度に創設された保険者機能強化推進交付金において、介護給付費適正化事業に関する評価指標が設定されたことを受けて、実地指導担当者と連携して介護保険サービスの整合性や介護報酬の算定回数等の請求誤り等を早期に発見できるよう、業務体制を見直し、データ分析等を実施することとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.61

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	「ひとり親家庭子育て支援事業」等の事業の周知について	
意見の内容	<p>「ひとり親家庭子育て支援事業」は、たかまつファミリーサポートセンターの援助活動（保育施設までの送迎や、子どもの預かり等）の利用料の一部を補助するものである。平成29年度の利用実績は、実利用者数30名で、合計535,500円であった。</p> <p>一方、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」は、「一時的に生活援助が必要となった家庭」を対象に家庭生活支援員を派遣し、家事や買い物などの生活支援を行うものである。平成29年度の利用実績は、家庭件数では8件で、合計1,128,320円の事業費であった。</p> <p>この2つの事業については、上記のとおり、利用者が少ない状況であり、また、一定の利用者に偏っている傾向があるとのことである。高松市の児童扶養手当の対象の世帯（父親又は母親がいない等）は約3,700世帯、ひとり親家庭等医療費助成の対象者は約10,000人であることから、利用者は僅かであり、この2つの事業について、あまり知られていないことが推測される。現在、市が発行している「たかまつひとり親家庭サポートブック」には、この2つの事業が紹介されているが、更に保育園にパンフレットを置くなど、広くアナウンスすることが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P46	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月16日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	<p>本件意見については、「ひとり親家庭子育て支援事業」及び「ひとり親家庭等日常生活支援事業」のさらなる周知のため、「たかまつひとり親家庭サポートブック」、本市ホームページ等への掲載に加え、「令和元年度笑顔で子育て展」でのパネル展示、たかまつホッとLINEでの配信を行った。</p> <p>また、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」については、長期継続利用に対する見直しを行い、令和元年度から、未就学児を有する家庭を除き短期的な支援に改めることとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.62

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	新番丁小学校等施設保安管理業務委託について	
意見の内容	<p>新番丁小学校他、51校分の1年間の警備の業務委託について、牟礼小学校他5校、塩江中学校、大野小学校ほか3校、香南小学校、国分寺北部小学校他2校は、別契約で、3つの業者がそれぞれ落札している。</p> <p>一見、競争原理が成立しているように見えるものの、警備に使用するセンサー等が、業者専用のものになっているため、一度設置すると、翌年度から機械設置費用がかからないため、その業者が一番安い価格で入札に参加でき、同じ業者が継続することとなった。</p> <p>次回、機械を更新する時期には、機械とセットで複数年契約での入札などを検討することが望ましい。</p>	
報告書該当 ページ	P102	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年12月20日
所管課等	教育局 総務課
措置結果	<p>本件意見については、令和元年度から、指名競争入札の指名業者数を3者から5者に増やしたほか、機械装置等を更新できるよう、業務開始までに更新期間を設けるとともに、単年度契約から8年間の長期継続契約とすることに改めた。</p>